

## (2) 懲戒処分

平成17年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
一般行政職	0人	0人	0人	0人	0人

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

## 5 職員のサービスの状況

## (1) 職務専念義務免除の状況

平成17年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

区 分	研 修	厚 生	職 員 団 体	村長が定める場合	合 計
一般行政職	0人	17人	0人	7人	24人

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務（地方公務員法第35条）がありますが、上記の合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

## (1) 職員の研修の状況

平成17年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

研 修 名		人 数
職員研修(一般行政職)		
	基本研修 (主査研修)	3人
合 計		3人

## (2) 勤務成績の評定の状況

平成17年度においては、職員の勤務成績についての評定を実施しておりません。

通常では、年度内に少なくとも1回の評定を行うこととし、「特に優秀」、「優秀」、「良好（標準的）」、「やや良好」、「良好でない」の5段階により評定するもので、内容としては、職員の勤勉性、責任感、協調性、規律厳守、接遇態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、職務の速度等の各要素についての評定を行い、総合判定するものです。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、その状況は次の表のとおりです。(平成17年度)

区 分	主 な 項 目	対 象 者 等	実 施 状 況
健 康 管 理	定期健康診断	全 職 員	34名
	人間ドック	受診希望者	14名

## (2) 共済制度の状況

機関：青森県市町村職員共済組合

事業概要

ア. 短期給付事業 病気、けが、出産、死亡、休業、災害に対して、必要な給付を行う。

イ. 長期事業 退職、障害、死亡等に対して、年金または一時金の給付を行う。

ウ. 福祉事業 健康診断等の健康保持増進事業、貸付等を行う。